

帯広大谷短期大学教学マネジメント会議規程

(設置)

第1条 この規程は、帯広大谷短期大学（以下「本学」という。）に、教育課程の編成等に関する方針の策定、学生の修学指導、キャリア教育、教育活動及び教学マネジメント体制等を円滑に運営、実施するため、帯広大谷短期大学教学マネジメント会議（以下「会議」という。）を置く。

(任務)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育課程の編成等に係る基本方針の策定に関する事
- (2) 学生の修学指導及びキャリア教育の基本方針に関する事
- (3) 教育活動の基本方針に関する事
- (4) 教学マネジメント体制に関する事
- (5) 単位の修得に関する事
- (6) 本学の重要な学年暦及び年間行事等に関する事
- (7) その他、本学の教務、学生支援、キャリア支援、教育研究、教育課程、教育活動及び教学マネジメント等の重要事項に関する事

(組織)

第3条 会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教育・研究担当副学長
- (2) 学長が指名する副学長 1名
- (3) 学科長及び副学科長
- (4) 教務委員会委員長
- (5) 教育研究委員会委員長
- (6) 学生支援委員会委員長
- (7) キャリア支援委員会委員長
- (8) 事務局長
- (9) 事務局次長
- (10) 学務課長
- (11) 事務局学務課職員 1名
- (12) その他、学長が必要と認めた者 若干名

(招集及び議長)

第4条 会議は、教育・研究担当副学長がこれを招集し、その議長となる。

- 2 議長は、構成員の1/3以上の者から請求があったときは、これを招集しなければならない。
- 3 議長に事故あるときは、議長があらかじめ指名する副学長が職務を代行する。

(会議)

第5条 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 議長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第6条 会議の事務は、事務局学務課において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるものの他、会議の運営及び教学マネジメント等の必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、短期大学運営会議の議を経て、学長の承認を必要とする。

附 則

- 1 この規程は、2014（平成26）年7月29日に成立し、2014（平成26）年4月1日から施行する。
- 2 帯広大谷短期大学学科・専攻等会議（2013（平成25）年9月11日制定）は廃止する。

附 則

- 1 この規程は、2014(平成26)年12月18日に成立し、2015（平成27）年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、2016(平成28)年1月26日に成立し、2016（平成28）年4月1日から施行する。